

天橋立周辺地域 景観まちづくり計画の概要

景観まちづくり計画とは

「天橋立周辺地域景観まちづくり計画」は天橋立及び天橋立周辺地域の歴史や多様な地域の個性を活かした環境と文化の共生による地域づくりを進め、地域の活性化につなげていくための景観を活かしたまちづくりを推進するための計画です。

計画では、景観まちづくりの基本方針や景観まちづくりに向けた取組を示すとともに、建築物や工作物等に関する景観形成のルールなどを示した景観形成基準を設けています。今回は、建築物や工作物等のルールづくりの進め方の第1ステップとして、区域全域の景観形成を目的とした建築物等のルールを定めました。今後、地域の状況に応じて、地区毎のルールづくりの策定に向けた取組を進めることとしています。

建築物や工作物等のルールづくり

第1ステップ（今回策定）

傘松公園や天橋立ビューランドからの眺望や天橋立から周辺地域への景観を保全し、併せて幹線道路沿道の景観形成の誘導を図るための、区域全域を対象とした建築物や工作物等に関するルールづくり

第2ステップ（今後状況に応じ策定を検討）

地域の個性や景観資源を再生し、地域活性化につながるまち並み景観を誘導するための、地域の状況に応じた地区毎のルールづくり

景観まちづくりの基本方針

天橋立のシンボル景観の保全

- ・日本を代表する象徴的景観である天橋立及び周辺地域の自然景観を保全
- ・傘松公園や天橋立ビューランドから天橋立への眺望や天橋立から周辺地域への景観を保全

地域に根ざした景観資源の活用による地域力の向上

- ・籠神社、真名井神社、智恩寺等の歴史的資源を活用した景観形成の推進
- ・地域の景観資源の再生や新たな魅力の創造による、観光振興や地域活性化の推進

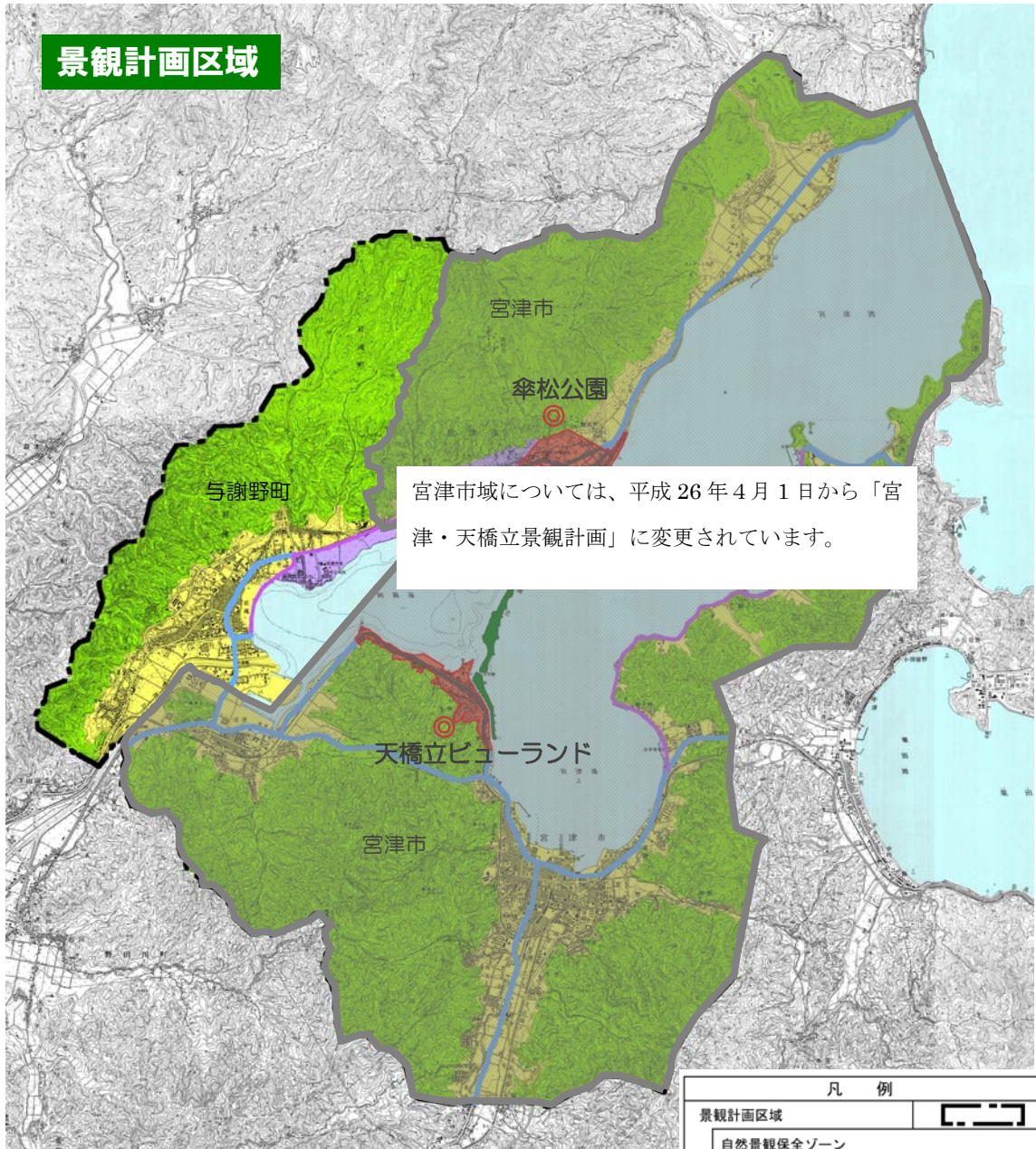
住民と事業者、行政による景観まちづくり

- ・住民と事業者、行政の協働による景観まちづくりの推進
- ・愛着や誇りが持てる景観まちづくりの推進

■ 景観計画の区域とゾーン別景観形成方針

眺望景観を守り、育て、将来に継承し、天橋立を中心とした、山並みや海域、沿岸域における良好な景観を維持していくために、天橋立及び天橋立と一体的な景観を形成している阿蘇海、宮津湾や周囲を取り囲む山並みの主尾根から海岸線までの範囲を景観計画の区域とし、土地利用や景観特性に応じた景観形成方針を定めました。

宮津市域については、平成26年4月1日から「宮津・天橋立景観計画」に変更されましたので、規制内容等が一部異なります。



景観計画区域及びゾーニング区分

自然景観保全ゾーン

山並みと海域が織りなす豊かな自然景観を有し、天橋立への眺望景観の背景をなす重要な構成要素

区域 「天橋立公園」「海域」（阿蘇海及び宮津湾）及びその周囲を取り巻く「山並み」（地域森林計画で規定された民有林及び国有林）の区域

方針 天橋立を含めた広い範囲での眺望景観を保全するため、主たる景観の構成要素である天橋立や周辺の山並み、海域等を保全



阿蘇海と山並み

俯瞰景観重点ゾーン

天橋立と近傍のまち並みが一体的に俯瞰される象徴的な景観を有し、重点的な景観形成が必要な地域

区域 主要な視点場（天橋立ビューランド、傘松公園）から天橋立を一望できる区域を基本に設定

方針 主要な視点場（天橋立ビューランド、傘松公園）から見おろす景観を保全するため、眼下のまち並みと天橋立との調和に配慮した景観形成を誘導



天橋立ビューランドからの俯瞰

幹線道路沿道ゾーン

沿岸域に形成された主要な市街地を結ぶ周回道路沿道の、来訪者が最初に目にするまちの景観

区域 良好な沿道景観の形成を目的とした、主要な幹線道路の沿道（道路端から幅2.5mの区域）

方針 天橋立への来訪者のアプローチにふさわしい沿道の景観形成を誘導



府道綾部大江宮津線沿道（宮津市）

眺望景観沿道ゾーン

天橋立から眺望される対岸の沿岸域、及び来訪者が最初に天橋立を眺望するエリア

区域 天橋立への眺望景観及び天橋立からの眺望景観の維持・保全を目的とする、天橋立から概ね2kmの沿岸域

方針 沿道から天橋立への眺望及び天橋立から眺望される沿岸域、山並みへの眺望景観に配慮した景観形成を誘導



天橋立から溝尻方向

市街地ゾーン

天橋立周辺の沿岸域に形成された市街地や田園

区域 他のゾーンを除く区域

方針 天橋立を含めた広い範囲での眺望景観を保全するため、主たる景観の構成要素である山並みに配慮した景観形成を誘導



与謝野町岩滝周辺